三　試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
四　試験研究用等原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。
五　試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者その他試験研究用等原子炉を利用する者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの
イ　［略］
ロ　保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの
(1)　関係法令及び保安規定の遵守に関すること。
(2)～(5)　略
ハ　［略］
六　試験研究用等原子炉施設の運転に関することであつて、次に掲げるもの
イ　試験研究用等原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。
ロ　試験研究用等原子炉の運転に当たつて確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項
ハ　異状があつた場合の措置に関すること（第十四号に掲げるものを除く。）。
ニ　試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関すること。
［号を削る。］
［号を削る。］
七　［略］
八　［略］
九　［略］
十　放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。
［号を削る。］
［号を削る。］
十一　［略］
十二　核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（原子力船等の外において行う場合を含む。）に関すること。
十三　放射性廃棄物の廃棄（原子力船等の外において行う場合を含む。）に関すること。
十四　［略］
十五　設計想定事象に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置に関すること。
十六　試験研究用等原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第三十五条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。
十七　試験研究用等原子炉施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。）。
十八　保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者等との共有に関すること。
十九　不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。
二十　［略］

一　試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。
［号を加える。］
二　［同上］
イ　［同上］
ロ　［同上］
(1)　関係法令及び保安規定に関すること。
(2)～(5)　同上］
ハ　［同上］
三　試験研究用等原子炉施設の運転に関すること。
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
［号の細分を加える。］
四　試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関すること。
五　試験研究用等原子炉（臨界実験装置に限る。）内における燃料体、減速材、反射材等の配置替えの手続に関すること。
六　［同上］
七　［同上］
八　［同上］
九　放射線測定器の管理に関すること。
十　試験研究用等原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。
十一　試験研究用等原子炉施設の施設定期自主検査に関すること。
十二　［同上］
十三　核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること。
十四　放射性廃棄物の廃棄に関すること。
十五　［同上］
［号を加える。］
十六　試験研究用等原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。次号において同じ。）に関する記録に関すること。
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
十七　［同上］